

第1節 防災訓練計画

防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図り、災害時における応急対策を円滑に実施することを目的とした防災訓練は、本計画の定めるところによる。

1 訓練実施機関

訓練は、町及び防災関係機関等が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、訓練後においても評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

(1) 水防訓練

水防工法、水位観測、消防機関・一般住民の動員、水防資機材の輸送、広報・情報連絡訓練等を実施する。

(2) 土砂災害に係る避難訓練

土砂災害警戒区域毎の地理的条件を勘案し、災害想定に基づく避難訓練等を実施する。

(3) 消防訓練

消防機関の出動、避難・立ち退き、救助救出、消火の指揮系統の確立、広報・情報連絡訓練等を実施する。（岩内・寿都地方消防組合の定める消防計画に基づく。）

(4) 救難救助訓練

水防訓練又は消防訓練と併せて、避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所等の防疫、給水・給食などを織り込んだ訓練を実施する。

(5) 情報通信訓練

気象特別警報・警報・注意報、並びに情報等の伝達、災害発生の状況報告、被害状況報告等について、主通信・副通信を組み合わせる伝達訓練を実施する。

(6) 非常招集訓練

災害対策本部員、消防機関等の招集訓練を実施する。

(7) 総合訓練

町、防災関係機関の及び協力団体等が、各種の災害想定に基づく応急対策活動を中心とした総合訓練を実施する。

(8) 防災図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

(9) その他災害に関する訓練

林野火災、地震等、その他防災に関する訓練を実施する。

3 民間団体等との連携

町及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組機、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。